

実需者・流通業者の皆様へ

モニタリング検査に伴う
令和5年産米の取扱いのお願い



令和5年7月
福島県農林水産部

令和5年産米のモニタリング検査は、令和4年産米の実施地域に、田村市を加えた地域で行います。

生産者には検査結果が出るまでは令和5年産米の出荷・販売の自粛をお願いしておりますので、米の生産地が、自粛解除になっているか確認の上、お取り扱いいただきますようお願いいたします。

モニタリング検査の結果、基準値超過がなければ、旧市町村ごとに出荷・販売の自粛が解除されます。自粛の解除の状況は、福島県のホームページで確認できます。

(福島県 HP :

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishin-sai-kokurui-monitoring-shinchoku-r5.html>)



(検査結果 QR コード) →

出荷・販売自粛解除前に生産者から米を集荷し、倉庫に保管することは可能ですが、旧市町村単位で管理いただきますようお願いいたします。